

合併

1 意義

(1) 意義

合併とは、2以上の会社が1つの会社に結合することである。合併には、吸収合併と新設合併がある。

吸収合併とは、一つの会社が存続会社として他の消滅する会社の権利義務を包括的に引き継ぐ方法による合併である(2②7)。新設合併は当事会社が全て消滅し新しい会社を設立する方法による合併である(2②8)。消滅会社にとっては、合併は解散の原因となっている(471④)が、消滅会社の権利義務一切は包括的に存続会社または新設会社に承継されるので(750 I、754 I)、清算手続きは行われない(475①括弧書)。

(2) 制限

合併によって一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合、及び合併が不公正な取引方法によるものである場合は、合併ができない(独占禁止法 15 I)。

2 合併契約

合併をするには、まず当事会社全社で合併契約を締結する(748)。法律が要求する合併契約書の記載事項は、次のような事項となる。

まず、吸収合併の場合は次の事項である(749 I)。

i 存続会社、消滅会社の商号、住所¹

ii 存続会社から消滅会社の株主に交付する合併対価の内容

合併対価の内容は、さらに次のように場合分けされて記載が求められる。

イ 合併対価が存続会社の株式の場合は、当該株式の種類、種類ごとの数またはその数の算定方法、存続会社の資本金、準備金に関する事項

ロ 合併対価が存続会社の社債の場合は、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ハ 合併対価が存続会社の新株予約権の場合は、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ニ 合併対価が存続会社の新株予約権付社債の場合は、当該新株予約権付社債についての上記ロに規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についての上記ハに規定する事項

ホ 合併対価が上記イないしニ以外の財産の場合は、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法

iii 上記 ii の合併対価の割当てに関する事項

¹ 個人的には、「住所」という言葉を用いることにやや違和感がある。なぜなら、会社の所在地は「本店」、「支店」という言い方をするに過ぎないからである。

iv 消滅会社が新株予約権を発行している場合は、当該新株予約権者に交付する存続会社の新株予約権や金銭の内容

この内容は、さらに次のように場合分けされて記載が求められる。

イ 存続会社の新株予約権を交付する場合は、その内容、数またはその算定方法

ロ 消滅会社が新株予約権付社債を発行していた場合は、上記イのほか、存続会社において社債を承継する旨並びにその承継に係る社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ハ 金銭を交付する場合は、金銭の額またはその算定方法

v 上記ivの割当てに関する事項

vi 吸収合併の効力発生日

新設合併の合併契約書の記載内容は次の事項である（753 I）。

i 消滅会社の商号、住所

ii 設立会社の目的、商号、本店の所在地、発行株式総数その他定款記載事項²

iii 新設会社の設立時取締役その他設立時役員等の氏名、名称

iv 消滅会社株主に対して交付する新設会社株式の種類、種類ごとの数またはその算定方法、新設会社の資本金、準備金に関する事項

v 上記ivの割当てに関する事項

vi 合併対価として株式以外の次のものを交付する場合は、次に記載する事項

イ 新設会社の社債を交付するときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ロ 新設会社の新株予約権を交付するときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ハ 新設会社の新株予約権付社債を交付するときは、当該新株予約権付社債についての上記イに規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についての上記ロに規定する事項

vii 上記viの割当てに関する事項

vii 消滅会社が新株予約権を発行している場合は、吸収合併の合併契約書におけるivと同一の事項³及びその割当てに関する事項

ただし、吸収合併においても新設合併においても、消滅会社が種類株式発行会社である場合は、合併対価の割当てについて種類ごとに異なる扱いをする旨及び当該異なる扱いの内容を定めることができ（749 II ②、753 II ②、IV）、場合によってはある異種類の株主に対しては割当てをしない旨を定めることもできる（749 II ①、753 II ①、IV）。また、合併対価の割当てに関しては、消滅会社の株主の有する株式の数に応じて交付する内容となっていないなければならない（749 III、753 III、IV）。

² なお、設立会社の定款は、消滅会社が作成する（814 II）。

³ ただし、消滅会社の新株予約権者に交付する新しい新株予約権は、新設会社が発行するものとなる。

合併対価は、必ずしも存続会社あるいは新設会社の株式である必要はない。それが、上記吸収合併契約の上記 ii のロないしホの事項及び上記新設合併契約の上記 vi の事項である。いわゆる、合併対価の柔軟化といわれる所以である。そのため、吸収合併においては存続会社において全く株式を交付しない合併もあり得ることになる。新設合併においては、設立会社が全く株式を交付しないという事態はあり得ないので、一当時会社の株主に対して新設会社の株式を交付しないという方法が採られることになる。そして、消滅会社の株主に金銭を交付する場合は、いわゆるキャッシュ・アウト・マージャーと呼ばれる手法であり⁴、吸収合併において存続会社の親会社の株式を交付するのが、いわゆる三角合併といわれる手法となる。

また、合併対価に関しては、その比率（いわゆる合併比率）が株主にとっての重大な関心事になると考えられ、しかも合併対価の相当性に関する資料や参考資料は、事前に備え置かなければならないので（782 I、施行規則 182 I ①、②）、一般的には、合併に際しては事前に監査法人等が行うデューデリジェンス等を踏まえた上で、適切な合併対価で契約することが必要となってくる⁵。

3 事前開示

合併契約を締結すると、各当事会社は、合併契約書その他会社法施行規則⁶で定める事項を記載した書面・電磁的記録を、備置開始日⁷から合併の効力発生後 6 か月経過するまで本店に備え置かなければならない（吸収合併消滅会社につき、782 I、II、存続会社につき 794 I、II、新設合併の場合につき 803 I、II）。

これら事前開示書類については、株主及び債権者は当事会社の定める費用を支払うことにより閲覧・謄抄本の交付の請求をすることができる（782 III、794 III、803 III）。

4 株主総会特別決議

（1）原則

合併は、その効力発生の前日までに、株主総会特別決議で合併の承認を得なければならない（783 I、795 I、804 I、309 II ⑫）⁸。

⁴ ただし、税制上の問題で、キャッシュ・アウト・マージャーは重い課税が生じる可能性があるため、例えば上場会社どおしの合併ではあまり現実的ではないようである。

⁵ ただし、合併比率の適正性については、最終的には株主総会における判断事項であり、必ずしも方が合併比率の適正性について明文で要求しているわけではない。そのため、合併比率の適正性について、株主総会における十分な説明義務が果たされない場合に、それが株主総会決議の取消原因になることはあっても、合併比率の不正が直ちに合併無効原因にはならないという解釈も十分にあり得る。合併比率の不正が無効原因とならぬという裁判例として、東京高判平成 2・1・31 資料版商事法務 77-193。

⁶ 吸収合併消滅会社の事前開示書類は会社法施行規則 182 条に、存続会社の事前開示書類は同 191 条に、新設合併の場合は 204 条に、それぞれ詳細に規定されているが、内容はほぼ共通しており、重要なのは、合併対価の相当性に関する事項、合併対価について参考となるべき事項、相手方当事会社の計算書類に関する事項、合併の効力発生後の債務の履行の見込みに関する事項、などである。

⁷ 合併承認の株主総会の日の 2 週間前、株主や新株予約権者の買取請求に関する通知に変わる抗告をする日、債権者異議手続のための公告・催告の日のいずれか早い日である（782 II ①乃至④、794 II ①及び③、803 II ①乃至④）。

⁸ 合併対価として譲渡制限株式を交付する場合の決議要件も問題となるが、上場会社ではまず問題とはならないと思わ

吸収合併において、存続会社にいわゆる合併差損⁹が生じる場合、存続会社における株主総会で、取締役はその旨を説明しなければならない（795Ⅱ①、②）¹⁰。また、消滅会社の資産に存続会社の自己株式が含まれている場合は、その株式に関する事項も説明しなければならない（795Ⅲ）。

（2）簡易合併

吸収合併において、合併対価が存続会社の純資産額¹¹の5分の1を超えない場合は、存続会社において株主総会決議は必要がない（796Ⅲ本文）。いわゆる簡易合併である。この場合は、存続会社において合併の影響が小さいという趣旨で株主総会決議を不要とした。

ただし、合併差損が生じる場合は影響が小さいとは言えないので、原則に戻って株主総会特別決議が必要となる（796Ⅲ但書）。

また、反対株主の買取請求に係る会社の公告（797Ⅲ、Ⅳ、社債株式振替161Ⅰ）の日から2週間以内に簡易合併に反対の通知をした議決権ある株主の株式数が、特別決議を行う際の株主総会の定足数の3分の1を超える場合¹²は、やはり株主総会特別決議が必要となる（796Ⅳ、規則197①乃至③）。

（3）略式合併

吸収合併の当事会社において、一当事会社が他の当事会社の総議決権の10分の9以上の株式を有している場合を特別支配会社¹³（468Ⅰ参照）といい、このような特別支配関係がある場合は被支配会社において株主総会特別決議を必要としない（784Ⅰ、796Ⅰ）。これは、存続会社が被支配会社であっても、消滅会社が被支配会社であっても同じである。

略式合併の趣旨は、仮に株主総会を開いても、承認されることが予めはっきりしているため、承認手続を省略できるとしたものである。

ただし、当事会社の株主は、次の場合であって株主に不利益が生じる恐れがある場合は略式合併差止請求権を有する（784Ⅱ、796Ⅱ）。

- i 吸収合併が法令または定款に違反する場合
- ii 合併比率が当事会社の財産の状況その他の事情に照らして著しく不当な場合

これらの場合は、要は仮に株主総会が開催されたならば、無効原因や決議取消原因¹⁴となるような事情である。それを略式合併では差止請求権として再構成したということが出来る。

れるので、ここでは触れない。

⁹ 消滅会社が債務超過の会社である場合と、合併対価が消滅会社の純資産額を超える場合である。ここで消滅会社の債務超過等を計算する前提となる資産や債務の計算は、施行規則195条で定めている。

¹⁰ 条文上、この説明義務は吸収合併の存続会社においてのみ問題とされている。

¹¹ 純資産額の計算方法は施行規則196条で定めている。

¹² この反対株式の数は正確には規則197で定めてあるが、要は定足数ぎりぎりの出席数だった場合には特別決議を阻止できるだけの数であることを意味する。また、これより少ない数を定款で定めてもよい（規則197④）が、上場会社では想定されないであろう。

¹³ 完全子会社、完全子法人が有する株式を含めて計算して10分の9以上であればよい（規則136）。

¹⁴ 本文iiは、仮に株主総会が開催されたならば、10分の9以上の議決権を有する特別利害関係人が決議に加わることになるはずであるから、831条1項3号の取消原因になるのである。

略式合併差止請求権の行使は、任意行うことも可能ではあるが、実効性がなければ仮処分等により行うことになる。略式合併が差し止められた場合は、別途株主総会特別決議により合併を継続することもできないと解すべきであろう¹⁵。

5 債権者異議手続

(1) 意義

合併は、当事会社の財産状況に大きな変化が生じ、債権者に対して大きな影響が生じる。そこで、会社債権者を保護するために、合併においては事前に債権者異議手続を行わなければならない。債権者異議手続をいつ行うべきかについて明確な規定はないが、無効原因との関係でいえば、合併の効力発生日までには終了していなければならない。

(2) 手続

債権者異議手続の内容は、以下のとおり、公告・催告事項が異なるだけで、基本的に資本減少の際の意義手続とほぼ同じである。

まず、合併をしようとする会社は、次に掲げる事項を公告し、かつ、知れたる債権者に対し各別に催告をしなければならない（789Ⅱ本文、799Ⅱ本文、810Ⅱ本文）。

- i 吸収合併・新設合併をする旨
- ii 相手方当事会社の商号、住所
- iii 各当事会社の計算書類に関する事項¹⁶
- iv 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

このうち、上記ivの一定の期間は、1か月以上の期間を定めなければならない（789Ⅱ本文、799Ⅱ本文、810Ⅱ本文）。また、公告方法について日刊新聞紙公告又は電子公告を採用している会社の場合、これらによる公告及び官報公告を合わせて行うことにより、各別の催告を省略することができる（789Ⅲ、799Ⅲ、810Ⅲ）。債権者は、上記ivの期間内に異議を述べることができ（789Ⅰ、799Ⅰ、810Ⅰ）、その場合は、合併をしても当該債権者を害するおそれがないと認められる場合でない限り、弁済、あるいは相当な担保の提供もしくは弁済目的で相当な財産を信託会社に信託しなければ、合併ができない¹⁷（789Ⅴ、799Ⅴ、810Ⅴ）。債権者が異議を申し出なければ、合併を承認したものと見なされる（789Ⅳ、799Ⅳ、810Ⅳ）。

6 公正取引委員会への届出

一定規模以上の会社どおしが合併する場合、合併の効力発生より30日以上前までに公正取引委員会に届け出る必要がある。その概略は既に述べたが、繰り返すと次のとおりで

¹⁵ なぜなら、略式合併が差し止められるということは、株主総会決議をしてもその決議に取消原因等の瑕疵が生じることが当然の前提だからである。

¹⁶ その内容は規則188条で定められているが、基本的に計算書類が公告されている場所を指摘することになる。上場会社の場合は有価証券報告書を提出している旨の記載でよい（規則188Ⅲ）。

¹⁷ ただし、担保の相当性等に関して争いが起こりうるので、実務では債権者の納得する担保を提供すると同時に異議を取り下げてもらうのが実際のようなのである。

ある。

いずれか一当事会社に係る国内売上高合計額¹⁸が 200 億円を超え、かつ、他の一当事会社に係る国内売上高合計額が 50 億円を超えるときは、あらかじめ合併に関する計画を公正取引委員会に届け出なければならない（独占禁止法 15Ⅱ 本文）。ただし、企業結合集団内での組織再編等であれば届出は必要ない（同但書）。

そして、この届出受理の日から 30 日間は、合併ができない（独占禁止法 15Ⅲ、10Ⅷ 本文）。そのため、遡って、合併の効力発生日より 30 日以上前にはこの届出が必要となる。ただし、公正取引委員会がその必要があると判断した場合は、これを短縮できる（独占禁止法 15Ⅲ、10Ⅷ 但書）。

7 効力の発生

(1) 吸収合併

吸収合併の場合、合併契約で定めた効力発生日に吸収合併の効力が生じる（750Ⅰ）。吸収合併の場合の効力発生日は、合併の登記の日ではない点に注意を要する。したがって、効力発生日に権利義務の承継が生じることになる。この承継は一般承継である。そして、消滅会社は効力発生日に消滅し（750Ⅴ）、消滅会社の株主や新株予約権者は、効力発生日に合併契約書の定めに従って権利が変更される（750Ⅲ、Ⅴ）。

ただし、消滅会社の解散は、その登記をしないと第三者に対抗できない（750Ⅱ）¹⁹。

もともと、債権者異議手続が終了していないと、たとえ効力発生日を経過しても吸収合併の効力は生じない（750Ⅵ）。そこで、効力発生日は、当事会社の合意により変更することができる（790Ⅰ）²⁰。変更した場合、変更前の効力発生日の前日までに変更後の効力発生日を公告しなければならない（790Ⅱ）²¹。

(2) 新設合併

新設合併の場合、新設会社の成立の日に各消滅会社の権利義務を承継する（754Ⅰ）。新設会社の成立の日は新設会社の設立の登記の日である²²。したがって、新会社成立の日に消滅会社は消滅し（754Ⅳ）、消滅会社の株主や新株予約権者は、合併契約書の定めに従って権利が変更される（754Ⅱ、Ⅲ、Ⅴ）。

¹⁸ 国内において供給された商品及び役務の価額の最終事業年度における合計額であって、具体的には注エラー! ブックマークが定義されていません。記載の公正取引委員会規則で定められる。また、当該会社の属する企業結合集団の国内売上高も合計して計算される。

¹⁹ この規定は、一定の場合に生前相続を認めていた戦前の民法において、不動産物権変動の對抗要件が相続においても問題となっていたことを連想させる。ただし、ここでの對抗要件は、不動産物権変動のみではなくより広く一般的に問題となる。

²⁰ 効力発生日は吸収合併契約書記載事項であり、その吸収合併契約書は株主総会特別決議による承認を経る必要があるものの、変更の合意をする場合は、株主総会特別決議を経る必要はないと解釈されているようである。

²¹ 例外的に効力発生日を前倒しする変更をする場合は、変更後の効力発生日の前日までに公告をする（790Ⅱ 括弧書）。

²² 一般に、組織再編による新設会社の手続については、設立の規定の適用はないが（814Ⅰ）、設立登記の日に会社が成立するという 49 条は適用される（814Ⅰ 括弧書）。

8 根抵当権の処理

(1) 根抵当権者の合併

元本の確定前に根抵当権者の合併があった場合は、合併時に存する債権のほか、合併後に存続する会社または新設会社が取得する債権も担保することになる（民法 398 の 9 I）。しかし、そうなると被担保債権が根抵当権者の当初の想定以上の債権が担保されてしまう恐れもある。そこで、根抵当権設定者は、合併を知ったときから 2 週間以内、または合併の日から 1 か月以内に元本の確定を請求でき、この場合は合併の時に元本が確定したものと見なされる（民法 398 の 9 III 乃至 V）。

なお、元本確定後の根抵当権者の合併は特に難しい問題は起きない。

(2) 債務者の合併

元本の確定前に債務者の合併があった場合は、根抵当権者は、合併の時に存する債権のほか、合併後に存続する会社または新設会社が取得する債務も担保することになる（民法 398 の 9 II）。しかし、そうなるとやはり被担保債権の範囲が当初の想定以上の債権が担保されてしまう恐れがあるので、債務者でない根抵当権設定者は、上記（I）と同じ条件で元本確定請求がある（民法 398 の 9 III 乃至 V）。

元本確定後の債務者の合併は特に難しい問題は起きない。

9 株式の振替

上場会社どおしの合併の場合、消滅会社の株式の振替手続が行われなければならない。

すなわち、消滅会社は合併の効力発生より 2 週間前までに、振替機関に対し一定の事項を通知する（社債株式振替 138 I）。主たる通知事項は次のとおりである。

- i 消滅会社の株主に合併により交付される振替株式の銘柄
- ii 消滅会社の振替株式の銘柄
- iii 割当比率
- iv 合併の効力発生日
- V 存続会社または新設会社の振替株式の口座

振替機関が上記通知を受けると、順次、直近下位機関に対し上記通知事項を通知し（社債株式振替 138 II、IV）、通知を受けた口座管理機関は、消滅会社の振替株式の記録の抹消をし、割当比率に応じて存続会社または新設会社の振替株式の増加の記録をする（社債株式振替 138 III、IV）。

割当比率により 1 株に満たない端数が生じる場合は、端数の合計を存続会社または新設会社の口座に記録することになり（社債株式振替 138 V、同施行令 32 I ⑥等）、あとは端数処理（234）を行うことになる。

消滅会社が発行する株式が振替株式でない場合、存続会社・新設会社は、会社が株主等の口座を知ることができない場合に関する手続（社債株式振替 131 I）をとることになる（社債株式振替 160 I）。すなわち、存続会社（新設合併の場合は消滅会社）は、消滅会社の株

主または登録質権者に対し、合併の効力発生日より1か月前までに次の内容を通知をする。

- i 存続会社・新設会社が合併に際して振替株式を交付する旨(社債振替株式令15⑦)
- ii 存続会社・新設会社が合併の効力発生日における株主及び登録株式質権者について振替機関に対して振替の申請をする旨
- iii 株主または登録株式質権者のために開設された振替株式の振替を行うための口座を効力発生日までに通知者に通知すべき旨
- iv 特別口座を開設する振替機関等の氏名・名称、住所

上記iiiに基づいて株主または登録質権者から振替口座の通知があれば、存続会社・新設会社は合併の効力発生後、遅滞なく振替申請をする(社債株式振替160Ⅱ、同法131Ⅴ)。株主、登録質権者からの通知がない場合は、特別口座に振替申請をする(社債株式振替131Ⅴ括弧書)。

10 登記

合併をした場合、合併の登記をする。もっとも、新設合併においては、合併の登記そのものが効力発生の要件であることは、既に述べたとおりである。

(1) 吸収合併の登記

吸収合併をしたときは、その効力発生日から2週間以内に、その本店の所在地において、消滅会社については解散の登記をし、存続会社については変更の登記をしなければならない(921)。存続会社においても、通常は資本金や準備金等の登記事項に変更があるはずなので、変更の登記をする必要がある。

(2) 新設合併の登記

新設合併をしたときは、その手続が全て終了した日²³から2週間以内に、その本店の所在地において、消滅会社については解散の登記をし、設立会社については設立の登記をしなければならない(922Ⅰ①)。

11 事後開示

合併手続が終了した後は、事後開示書類を作成または記録し(801Ⅰ、815Ⅰ)、効力発生日から6ヶ月間、存続会社や新設会社の本店に備え置かなければならない(801Ⅲ、815Ⅲ)。

事後開示書類には、次の事項を記載する(規則200、211)。

- i 合併が効力を生じた日
- ii 消滅会社、存続会社の手続の経過
- iii 存続会社、新設会社が承継した重要な権利義務に関する事項
- iv 吸収合併においては、消滅会社における事前開示事項及び存続会社の変更登記の日

²³ 正確には、①株主総会特別決議の日、②種類株主総会決議がなされた場合はその日、③反対株主買取請求のための公告をした日から20日を経過した日、④新株予約権買取請求のための公告をした日から20日を経過した日、⑤債権者異議手続が終了した日、⑥当事会社が合意により定めた日、のいずれか遅い日である(922Ⅰ①イ乃至へ)。

v その他重要事項

存続会社、新設会社の株主や債権者は、上記事後開示書類の閲覧、謄抄本の交付の請求ができる（801IV本文、815IV本文）。ただし、謄抄本の交付請求は会社の定める費用を支払う必要がある（801IV但書、815IV但書）。

事後開示の趣旨も、事前開示と同様に、株主や債権者による合併の有効性の判断に資するために存在する。

12 反対株主の買取請求、新株予約権買取請求

合併に反対の株主には、株式買取請求権が生じる（785 I、797 I、806 I）。ここでいう反対株主とは、株主総会（種類株主総会も含む）に先だって反対する旨を会社に通知し、かつ、当該株主総会で反対をした株主であるが（785 II ①イ、797 II ①イ、806 II ①）、当該株主総会で議決権を行使できない株主（議決権制限株主等）がいれば、当該株主はすべて反対株主に含まれる（785 II ①ロ、797 II ①ロ、806 II ②）、吸収合併の場合は株主総会が開られない場合（簡易合併、略式合併の場合）もあるが、その場合は、全ての株主がこれに含まれる（785 II ②、797 II ②）。

新株予約権者にも新株予約権買取請求権が発生する場合がある。新株予約権買取請求権が発生する場合は、消滅会社の新株予約権者に関して、新株予約権発行時に定められた合併時の取り扱いの内容と、合併契約における新株予約権の扱いの内容が異なる場合に、異なる扱いとなる新株予約権者のみである（787 I ①、808 I ①）。

株式買取請求権、新株予約権買取請求権の手続については、それぞれ既に説明済みなので、ここでは繰り返さない。

13 合併の無効

（1）意義

合併の手続に違法な点があった場合に、もし当然に合併が無効だとし誰でもいつでもどのような方法でも無効を争えるとしてしまうと、法的安定性が著しく害されてしまう。

そこで、一定の者にのみ、一定の期間だけ、訴えによってのみ合併の効力を争うことができる仕組みとして、合併無効の訴えが用意されている。合併の効力は、この合併無効の訴えによってのみ争いうる仕組みなので、合併無効訴訟で合併の無効が確定しない限り、例え合併の手続に違法な点があったとしても、最終的にも完全に有効な合併として扱われてしまうことになる。

また、一定規模の合併の場合に事前に公正取引委員会に届け出ることが必要であるが、その届出をしないまま合併手続をしてしまった場合は、公正取引委員会も合併無効の訴えを提起できる（独占禁止法 18）。この場合は、届出せずに合併手続を進めたことのみが無効原因になると解される。

（2）無効原因

無効原因については、法律上何も規定はないが、合併契約の不備、合併承認の株主総会決議の無効・取消原因があるとき、債権者異議手続がなされないなどの重大な手続違反が無効原因になると言われる。

合併比率の著しい不当は、それ自体としては無効原因とはならないという下級審判例がある²⁴。

(3) 提訴の要件

(ア) 当事者

提訴権者は、株主、取締役、監査役、執行役、清算人²⁵、破産管財人、合併を承認しなかった債権者である(828Ⅱ⑦、⑧)。消滅会社の株主等も含まれ、新設合併の場合、新設会社の株主等も含まれる。

被告となるのは、存続会社、新設会社である(834⑦、⑧)。

(イ) 提訴期間

提訴できる期間は、合併の効力が生じてから6か月以内である(828Ⅰ⑦、⑧)。

(4) 無効判決後の手続

合併無効判決が確定した場合、合併前の状態に戻す必要が生じる²⁶。ただし、合併の効力発生後に生じた債務に関しては、各当事会社が連帯して弁済する義務を負い(843Ⅰ①、②)、合併の効力発生後に取得した財産は、各当事会社の共有に属することになる(843Ⅱ)。これら債務の負担部分や財産の共有持分は、各当事会社の間では協議によって定めることになるが(843Ⅲ)、協議が整わないときは、各当事会社の申立により裁判所が一切の事情を考慮して定めることになる(843Ⅳ)。

(5) その他

合併無効訴訟の手続等は、他の会社関係訴訟と共通するので、別途訴訟の項目で説明する。

²⁴ 前掲注5記載の東京高判平成2・1・31資料版商事法務77-193。

²⁵ 以上を含めて条文上は「株主等」という言い方をする(828Ⅱ①参照)。

²⁶ ただし、無効判決に遡及効はないので(839)、将来に向かった効力となる。